

Can Do

“可能性への挑戦”

第19号 第19号

金田会計事務所通信



脱唯我独尊

現在、世界一の家電企業はソニーやパナソニックではなく、韓国のサムソンです。圧倒的なマーケティング力と洗練されたデザイン性、トップクラスの技術に加え、経営陣の強気ですばやい決断は世界市場で日本企業の追従を許さないほどの地位を確立したようです。最近の出来事では、パナソニックが3Dテレビの発売を今年4月に行うと発表するやいなや、サムソンは2月に発売してしまいました。今後警戒すべき企業はもはや日本ではなく、台頭してくるであろう中国企業だとしています。

日本の企業の失敗は数多く語られていますが、私は**日本人特有の考え方が影響**しているように思えます。経営やスポーツに限らず、自己を鍛錬し、研磨するなどストイックさを求めることがことのほか好きで、最強の技術、最高の演技を追求する姿は修行僧のようです。自己のみを見つめ、他人の評価を気にすまいという態度は潔いともいえます。この特性は実に素晴らしいわけですが、ある面問題も含んでいます。最高最新の技術・商品だから必ず売れるという思い込み、唯我独尊の考え方は経営者にとっても陥りやすい罠のようでその想いとらわれすぎた多くの失敗を今までも目にしてきました。

サムソンは特別のことをしているわけではないと思います。極端に言えば**お客様が本当に望んでいるものをリサーチし、提供しているだけ**ともいえます。ウォークマンや 아이폰などの画期的な製品やアイデアを発明し、市場を独占したわけではなく、ある意味、メーカーというよりも世界中から良いものを探し出し、提供する(生かす)コーディネーターのようです。非常に**中小企業的な発想**で、本来は我々の得意とするところではないでしょうか。

一人が二人になると、そこに商売が始まります。そうであれば、相手のことをまず考えることこそ商売の原点です。最高の理想、最高の製品・サービスかはお客様が判断することであり、常にお客様目線で極め細やかに対応できるのが**中小企業の強み**であるはずですが、国内の評価で満足してきた日本企業の失敗に学び、自己の想いと世間の評価を一致させる努力こそ今一番必要なことなのでしょう。

豊富な資金力と圧倒的な技術力やシステムを持っていない我々でも充分戦えることを示唆しているように思えます。本当の春を迎えるのに必要なものは経済不況という冬の時代に凍り固まった思考を溶かし、新たな目線での経営ともいえます。

特集 グループ法人税制の注意点!

平成 22 年度税制改正のうち、経営者が気をつけなければならないものうちグループ法人税制があります。前回お知らせしたものは改正法案全般の大まかな内容のみの説明でしたので、その注意点について説明いたします。



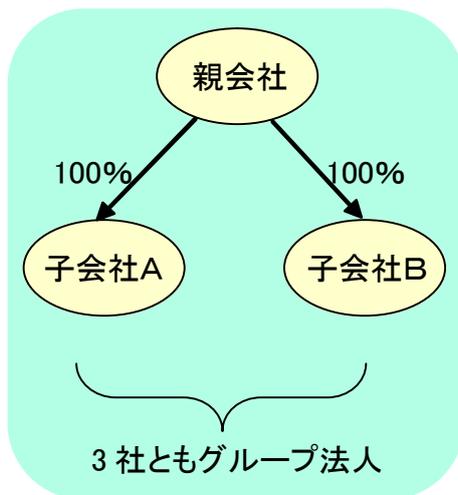
【グループ法人税制が適用されるケースとは?】

完全支配関係のある法人(以下、**グループ法人**とする)間のことをいい、一の者が発行済み株式を **100%直接又は間接に保有**している法人相互間の関係をいいます。

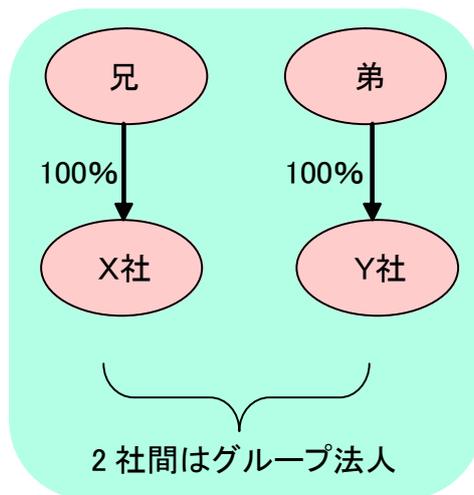


例) 株式の所有関係

〔親会社と子会社〕



〔兄弟同士の所有法人〕



☆ チェックポイント

① 直接又は間接所有とは?

一の者が 100%所有しているか、又はその者の民法上の親族(6親等3姻族)、特別の関係者、同族会社等の持分を合わせて 100%所有していることをいいます。

② 一の者とは?

国内の者のみならず、海外の居住者、外国法人を含みます。

③ グループ法人の範囲は?

完全支配関係があれば、兄弟会社や孫、ひ孫会社も含みます。



【グループ法人間の譲渡取引】



グループ法人間で一定の資産の譲渡をした場合について

- (1) 譲渡した法人 ⇒ **譲渡益も譲渡損もなかったものとする**(繰り延べ)
(注)平成 22 年 10 月 1 日以降の譲渡から適用する
- (2) その後、譲り受けた法人が同一資産を他者へ譲渡した場合又は償却、評価換え、貸倒れ、除却等を行った場合
⇒ 最初に譲渡した法人側で繰延べた譲渡益、譲渡損を計上する。

《チェックポイント》

- ① 一定の資産(**譲渡損益調整資産**)とは?
固定資産、土地等、有価証券、金銭債権、繰延資産のうち、帳簿価額が 1,000 万円未満のもの及び土地等以外の棚卸資産を除きます。
- ② 譲渡のタイミングは？(重要)
平成 22 年 10 月 1 日以降の譲渡については譲渡益も譲渡損も生じないため、譲渡損益を期待する場合はそれ以前に行わなければなりません。

【グループ法人間の受贈益】



グループ法人間での金銭その他利益の贈与、無償の供与があった場合の
寄付金・受贈益について

- (1) 支出した法人 ⇒ その寄付金とされる金額は損金不算入(従来通り)
- (2) 受領した法人 ⇒ **受贈益とされる金額は益金不算入(改正)**
☆ 同じグループ法人間では支出法人側では寄付金とされたものに対しては受領法人側で受贈益とする**ダブル課税を廃止**した
(注)平成 22 年 10 月 1 日以降に支出する寄付金(受贈益)から適用する

《チェックポイント》

- ① 親法人による完全支配に限定した規定
上記の「グループ法人間の譲渡取引」とは違い、**完全支配する一の者は法人のみに限る**(外国法人は OK、個人株主のみの場合は適用外)。
- ② この規定が適用されるのは**内国法人間の取引のみ**
⇒ 海外子法人との取引は適用されない



【中小企業の税制特例の適用判定】

★資本金が5億円以上の法人の100%子会社は中小企業の特例措置を平成22年4月以降開始する事業年度から適用しない。(Can Do 第18号で報告済み)

完全支配親会社が資本金5億円未満で、かつ、自社資本金が1億円以下でなければ中小企業の税制特例(軽減税率、交際費の損金枠等)が適用できません。



【まとめ】

☆ グループ間の資産の譲渡については、時期の検討を必ず行うこと！
節税対策で有価証券、ゴルフ会員権等を子会社へ譲渡し、譲渡損を計上したケース ⇒ 平成22年10月1日以降なら譲渡損は損金不算入！
例) 帳簿価額 1,500万円のゴルフ会員権を500万円で譲渡
⇒ × 1,000万円の譲渡損(なかったものとなる)

☆ 取引相手が完全支配関係に該当するかどうかについては要確認！
6親等3姻族内の100%持ち株法人同士の取引の可能性はないか？
(6親等とは祖父母の兄弟の孫やいとこの孫を含み、3姻族は配偶者の甥姪など相当範囲が広い) ⇒ 特に地方企業は要注意

☆ 親会社が外国法人の場合は親会社の資本金が5億円以上か確認！
資本金規模の判定は事業年度末日。為替により5億円以上になれば
中小企業の税制特例は適用されない。

今後、細部の法令、通達も追加されることとなりますが、グループ法人税制は判定を慎重にしなければならないため、個別の要件についてはお気軽にご相談下さい。
また、内容についてはわかりやすくするため一部表現を変更して記しています。



金田会計事務所

〒541-0052

大阪市中央区安土町3丁目4番5号

本丸田ビル3階(1階阪急そば)

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : kanedakaikei@peace.ocn.ne.jp

URL : <http://kaikei.asia/>

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として
税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動
へのサポートを行っています。お気軽にご相談
下さい。

